

月報私学

10
2013
Vol.190

日本私立学校振興・共済事業団広報



医学部医学科・看護学科の学生は、建学の精神「病気を診ずして 病人を診よ」のもと、新築された校舎で学び、大学附属病院手術室でチーム医療の大切さを体験する。
写真提供:学校法人 慈恵大学（東京都港区）

CONTENTS

●平成26年度 私学助成関係予算の概算要求	2
●平成26年度 専修学校関係予算の概算要求	5
●私立大学等経常費補助金Q & A①	8
●医療費通知の送付／無効の加入者証等の回収と返納のお願い	9
●年金の時効	10
●積立共済年金・共済定期保険 後期募集	11
●私学共済ホームページをリニューアルしました	12
●加入者貸付制度のご案内	13
●I N F O R M A T I O N	14
●宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

平成二十六年 私立学校助成関係予算の概算要求

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私立学校助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育研究条件の維持及び向上、学生・生徒等にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、その充実に努めているところです。

平成二十六年概算要求は、二十五年八月八日に閣議了解された「平成二十六年概算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づき行うこととされました。文部科学省全体としては、少子高齢化等の社会構造の変化に対応しながら、世界トップレベルの学力と人間力を備えた人材と優れた科学技術によりフロンティアを切り拓き、新しい日本をつくるため、「教育再生」の実現、スポーツ・文化芸術の振興、世界で最もイノベーションに適した国を創り上げるための科学技術の振興に資する施策を、未来への先行投資として重点的に要求することとしています。

また、学校施設の復旧・耐震化や原

子力災害からの復興支援など、被災地の要望等を踏まえつつ、震災・原発事故からの早期の復興と国民の「命を守り抜く」防災対策を徹底するために必要な経費を計上しました。これらを踏まえた概算要求は八月三十日に提出しました。

このうち、特に、私立学校助成関係予算については、一般会計では、三十三億円増の四、六九二億円（うち、「新しい日本のための優先課題推進枠」四八二億円）。また、復興特別会計では、一七一億円となっており、私立学校助成全体で四、八六三億円を要求しています。具体的な内容については、次のとおりです。

一 私立大学等の経常費に対する補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助するものです。

平成二十六年概算要求においては、建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するため、基盤的経費を充実するとともに、被

災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施します。

特に、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル

化などの改革に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」(図)として、二四八億円(うち、

私立大学等改革総合支援事業

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、タイプ1～4に対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 対象は、500校程度を想定(各タイプ間の重複採択あり)。

平成26年度概算要求額248億円(178億円)

経常費 161億円(122億円)
 活性化設備費 45億円(45億円)
 施設・装置費 42億円(11億円)

タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換
(学生の主体的な学修の充実等)を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的な教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用
- 履修系統図・ナンバリング・CAP制・学長裁量経費等の実施
- 外部組織と連携したProject-Based Learning(例:新商品の企画・プレゼン)の実施

タイプ2「地域発展」(150校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

＜評価する取組(例)＞

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム
- 地域の学校等への教育支援・子育て支援
- 社会人の受入れ(正規課程、履修証明プログラム、科目等履修生)
- 自治体や地元産業界等のニーズを踏まえた社会人教育プログラムの策定

タイプ3「産業界・他大学等との連携」(50校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究を支援

＜評価する取組(例)＞

産業界との連携

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 企業等との教育プログラムの共同策定・実施
- 長期インターンシップ

他大学等との連携

- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD

タイプ4「グローバル化」(150校)

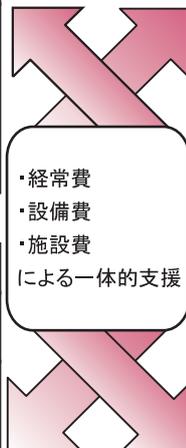
語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

＜必須要件＞

- グローバル化対応ポリシーの策定

＜評価する取組(例)＞

- 実践的な語学教育
- 教員の英語力強化
- 海外インターンシップ
- 海外大学等との交流協定(単位互換・ダブルデグリー)
- 外国人教員・学生の比率(留学生は出身国の多様性を考慮)
- 地域のグローバル化への貢献(例:留学生と地域の交流)



経常費分は一六一億円)を要求しています。

一般補助では、教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究にかかるとして、二二億円の増の二、八〇五億円を要求しています。特別補助では、①大学等の国際交流の基盤整備への支援、②社会人の組織的な受入れへの支援、③授業料減免等の充実や学生の経済的支援体制への支援など、我が国の成長を支える人材育成の取組の整備等を図るため、一三三億円の五二五億円要求するとともに、復興特別会計においても、被災学生への授業料減免への支援など四六億円を計上しています。

これらを含めた私立大学等経常費補助全体は、一三九億円の増の三、三七六億円を要求しています。

一 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助

私立高等学校等経常費助成費等補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

平成二十六年度概算要求においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、一人あたり単価を〇・九六%増額しています。

また、予算の重点化を進める「新し

平成26年度概算要求 私学関係

事項	平成25年度 予算額 百万円	平成26年度 要求・要望額 百万円	比較 増減 百万円	備考
(1)私立大学等経常費補助	317,515	332,984	15,469	うち、「優先課題推進枠」18,849百万円
<p>○概要：建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆私立大学等改革総合支援事業(下記の一般補助及び特別補助の内数) (16,077百万円) 教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。 ◆一般補助 (280,453百万円) 大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。 ◆特別補助 (52,531百万円) 我が国の成長を支える人材育成の取組等の重点的支援、授業料減免等の充実を図る。 ・大学等の国際交流の基盤整備への支援 ・社会人の組織的な受入れへの支援 ・授業料減免等や学内ワークスタディの充実等 減免対象人数:約0.3万人増(25年度 約3.7万人→26年度 約4.0万人) <p>(参考:復興特別会計) ※特別補助 ・被災学生授業料減免等、被災私立大学等復興特別補助 (4,601百万円) 被災学生の授業料減免等や被災地にある大学の安定的教育環境の整備への支援を実施</p>				
(2)私立高等学校等経常費助成費等補助	102,214	105,930	3,716	うち、「優先課題推進枠」5,692百万円
<p>○概要：私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一般補助 (90,817百万円) 各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。 ◆特別補助 (12,204百万円) 各学校の特色ある取組を支援する。 ・教育相談体制の整備、教育の国際化の推進、特別支援教育に係る活動の充実、 学校安全の推進、授業料減免事業 ・幼稚園における預かり保育、障害のある幼児受入れ等 ◆特定教育方法支援事業 (2,909百万円) 特別支援学校など特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援する。 				

日本のための優先課題推進枠」として、特別補助のうち「教育の質の向上を図る学校支援経費」及び「幼稚園特別支援教育経費」について、五七億円を要望しています。

教育の質の向上を図る学校支援経費については、第二期教育振興基本計画などを踏まえ、いじめ問題等に対応した教育相談体制の整備を図る取組や、グローバル人材育成のための教育の国際化、防災教育等の学校安全を推進する学校に対する支援において、加算単価増等を行い、九億円を要望しています。

また、毎年園児数が増加傾向にある障害のある幼児の受入れへの支援経費である「幼稚園特別支援教育経費」を八億円増と大幅に増額要望しています。

このほか、私立幼稚園における預かり保育推進事業等の子育て支援について、預かり保育を行う幼稚園に対する支援基礎単価を初めて増額要求することとしました。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助全体としては、三七億円増の一、〇五九億円を要求しています。

三 私立学校の施設・設備に対する補助

私立学校の施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を生かした質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援するものです。特に東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震に備えるため耐震化の一層の促進を図ることとしており、学生、生徒等の安全性の確保及び地域の応急避難場所としての機能を確保する観点から学校施設の耐震化を加速するため、校舎等耐震改築事業を新たに支援するとともに、引き続き、耐震補強や非構造部材の耐震対策、備蓄倉庫・自家発電設備等の防災機能強化等への支援をするため二七四億円(うち、一五〇億円を耐震改築事業のため優先課題推進枠で要求)を要求しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立の大学・短期大学・高等専門学校並びに高等学校・中等教育学校・

中学校・小学校・特別支援学校が行う老朽校舎（築三十年以上）及び危険建物と認定された旧耐震基準で建設された学校施設（昭和五十六年以前の建物）の建替え整備事業、私立大学病院の建替え整備事業について利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助についても要求しています。

さらに、私立大学等の全学的・組織的な改革取組を支援する「私立大学等改革総合支援事業」において、施設・装置の整備を通じた支援を行うため、四二億円を優先課題推進枠で要求しています。

このほか、アスベスト対策工事や身体障害者及び高齢者等の施設利用に配慮したバリアフリー化工事、情報教育や教育・研究の基盤強化などの教育研究機能の高度化のための装置・設備の充実、太陽光発電等の再生可能エネルギー活用にも配慮した私立学校施設の整備の推進を支援します。

これらを含めた私立学校の施設・設備費全体は、対前年度一八一億円増の三六八億円を要求しています。

四 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の十六年度の貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎等の建替え整備事業、施設・設備の整備等に対する貸付計画額を六五〇億円とし、その財源の一部として財政融資資金三八五億円を要求しています。

五 私立大学等教育研究活性化設備整備事業

前述の「私立大学等改革総合支援事業

六 私立学校施設の災害復旧

業」の一環として、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援するため、四五億円を優先課題推進枠において要求しています。

私立学校施設の災害復旧については、東日本大震災によって被害を受けた私立学校施設を早期に復旧し、学校教育の円滑な実施を確保するために、必要な経費を補助するものです。

平成二十六年概算要求において

事項	平成25年度 予算額 百万円	平成26年度 要求・要望額 百万円	比較増減 百万円	備考
(3) 私立学校施設・設備の整備の推進 (※うち、他局分) 〔他に、財政融資資金〕	7,685 (312) [38,500]	25,805 (312) [38,500]	18,120 (0) [0]	うち、「優先課題推進枠」 19,200百万円
<p>○概要：建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。</p> <p>特に、東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震に備えるべく、「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」により、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。</p> <p>◆私立大学等改革総合支援事業（下記の教育・研究装置等の整備の内数）（4,200百万円） 教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。</p> <p>・私立大学等の全学的・組織的な改革取組を、施設・装置の整備を通じ支援する。</p> <p>◆教育・研究装置等の整備（8,688百万円） 教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援する。</p> <p>◆耐震化等の促進（16,449百万円） 学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築事業を新たに支援するとともに、耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備を引き続き支援する。</p> <p>・耐震改築事業【新規】（15,000百万円） ・耐震補強、防災機能強化事業、利子助成（1,449百万円）</p> <p>◆私立大学病院の機能強化（669百万円） 私立大学病院の建替え整備事業に係る借入金に対し利子助成を行い、病院の機能強化を支援する。</p> <p>（参考：復興特別会計）（11,000百万円） ※耐震化等の促進 ・学校施設の耐震化等防災機能強化を促進するため、特に緊急性の高い校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策を支援する。</p>				
(4) 私立大学等教育研究活性化設備整備事業	4,500	4,500	0	うち、「優先課題推進枠」 4,500百万円
<p>○概要：教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、設備環境の整備を通じ支援する。</p> <p>◆私立大学等改革総合支援事業（4,500百万円） 教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。</p>				
(5) 私立学校施設の災害復旧	(938)	(1,520)	(582)	
<p>○概要：東日本大震災によって被害を受けた私立学校のうち、津波被害地域、警戒区域等にある学校の施設及び教育活動の復旧に必要な経費を支援する。</p> <p>◆私立学校施設の災害復旧（1,156百万円） ◆私立学校の教育活動復旧（364百万円）</p>				
(6) 高校生修学支援基金の積み増し				
<p>○概要：平成21年当時のリーマンショックを始めとする経済・雇用状況の悪化を受け、経済的理由により私立高等学校の生徒等が学業を断念することがないよう、各都道府県が実施する授業料減免及び奨学金等の事業を平成26年度末まで支援するため、全都道府県に高校生修学支援基金を造成。</p> <p>◆高等学校授業料減免事業等支援臨時特別交付金 地方財政は、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受け、多くの都道府県において、本基金の財源の不足及び「高校授業料の無償化の見直し」との関連から、今後金額を検討。</p>				
総額 〔うち 優先課題推進枠 復興特別会計〕	431,914 (一) (18,155)	469,219 (48,241) (17,122)	37,305 (△1,034)	

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

**平成二十六年
専修学校関係予算の
概算要求**

文部科学省生涯学習政策局
専修学校教育振興室

専修学校は、社会の多様な要請に即応した実践的・専門的な職業教育を行う教育機関として大きな役割を果たしており、教育基本法においても、専修学校を含めた職業教育の重要性が明らかにされ、その役割はますます高まっています。

文部科学省では、このような専修学校の果たす役割の重要性に鑑み、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実等を図るなど専修学校教育の振興に努めています。

概算要求の主な概要は次のとおりです。

**成長分野等における中核的専門人材
養成の戦略的推進**

産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期すためには、経済発展の先導役となる産業分野の雇用拡大や、人材移動を円滑に進めるとともに、個人の可能性が最大限発揮され、日本再生・地

域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成（以下「中核的専門人材養成」といいます。）が必要不可欠です。

また、「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針」脱デフレ・経済再生、「教育振興基本計画」（い

ずれも平成二十五年六月閣議決定）においては、専門学校等が産業界と協働して、中核的専門人材養成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するなど、社会人や女性などの学び直しの支援を行う

こととされています。

これらを踏まえ、専修学校、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、社会人、女性、生徒・

平成26年度 専修学校関係概算要求について

1 国家戦略としての人材養成プロジェクト等の推進	26年度 要求額	【単位:百万円】 (25年度当初予算額)
(1) 中核的専門人材の養成		
○ 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進【拡充】	2,793	(1,103)
<small>専修学校、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して、社会人、女性、生徒・学生の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システムを構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材養成を図るとともに、特に、社会人や女性の学び直しを全国的に推進する。</small>		
(2) 専修学校の質保証・向上		
○ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進【拡充】	320	(21)
<small>平成26年度から、企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」がスタートする。</small>		
<small>これに伴い、認定校を中心として更なる質保証・向上の取組を推進するため、認定基準に係る取組の実践・検証と情報発信を行うとともに、第三者評価の実施・公表、国際的な通用性をもった職業教育の取組、教員に求められる実務卓越性や指導力の検討といった先進的な取組・検証を行う。</small>		
(3) 専修学校留学生に対する支援		
○ 専修学校留学生就職アシスト事業	70	(77)
<small>専修学校における外国人留学生に対する来日の動機づけから就職までを支援し、産業界等との連携の下、留学生受け入れ拡大を図る。</small>		
○ 国費外国人留学生制度(専門学校分)	717	(590)
<small>・学部(専門学校)レベル 月額117,000円</small>		
○ 文部科学省外国人留学生学習奨励費(専門学校分含む)	6,387	(6,387)
<small>の内数</small>		
<small>大学、大学院、高等専門学校、専門学校、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関又は我が国の日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援する。</small>		
<small>・学部(専門学校)レベル 月額48,000円</small>		
○ 大学等の海外留学支援制度の創設(専門学校分含む)	13,194	(4,799)
<small>の内数</small>		
<small>・奨学金 (短期派遣 [1年以内]) 月額 60,000円～100,000円 (短期受け入れ [1年以内]) 月額 80,000円</small>		
2 東日本大震災の復興に向けた支援		
○ 東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業	297	(299)
※ 復興庁一括計上		
<small>専修学校や専門学校等の教育機関と地域・産業界が連携し、被災地の人材ニーズに対応した復興の即戦力となる人材や、次代を担う専門人材の育成を推進する。</small>		
○ 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 (H23～H26までの基金)	-	(-)
<small>被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金(高校生修学支援基金)を活用し、授業料等減免措置に対する支援を実施する。</small>		
<small>(対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒 ・専修学校高等課程・専門課程:修業年限1年以上 ・専修学校一般課程、各種学校:原則修業年限2年以上 (補助率) 高等課程(10/10)、専修学校一般課程・専門課程及び各種学校(2/3) (対象事業) 都道府県において行う授業料等減免事業</small>		
	-	(-)
	平成23年度第1次及び第3次補正予算 41,058百万円 の内数	

学生の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システムを構築するための費用を計上しています。そのような取り組みを通じて成長分野等における中核的専門人材養成を図るとともに、特に、社会人や女性の学び直しを全国的に推進します。

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

二十六年年度より、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けた先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、奨励する制度がスタートする予定です。

これを踏まえ、①新たな枠組みの先導的試行である「職業実践専門課程」制度の説明会の開催や②本課程の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証、③認定を目指す学校や認定校を対象とした更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウを蓄積し、とりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上を図るために必要な費用を計上しています。(七頁の図参照)

専修学校留学生就職アシスト事業

「日本再興戦略」(平成二十五年六月閣議決定)においては、優秀な外国人留学生を「二〇二二年の一四万人から

二〇二〇年までに三〇万人に倍増させること(留学生三十万人計画)の実現を目指す。」とされています。また、「教育振興基本計画」(平成二十五年六月閣議決定)においては、「外国人留学生の受入数を三〇万人にする目標達

成に向けて、戦略的な外国人留学生の獲得を着実に推進することが必要である。」とされています。このように、政府の方針として、外国人留学生の受け入れ拡大が求められている状況において、日本における外

○ 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金 (H23～H26までの基金)			
被災3県の学校法人及び進学学校法人が設置する私立専修学校・各種学校の安定的・継続的な教育環境の保障、地域の安全・安心や復興への貢献等を図る取組に対して支援する。			
(対象) 学校法人立及び準学校法人立の専修学校 学校法人立及び進学学校法人立の各種学校(修業年限2年以上)			
		平成23年度第3次補正予算	2,113百万円
3 安心して学べる環境の実現に向けた修学支援			
○ 専修学校生の学生生活等に関する調査研究【新規】		20	(0)
専修学校生及び専門学校への進学を希望する高校生・高等専修学校生を対象に、その生活費とこれを支える家庭の経済状況、学習とアルバイトの状況等についての実態調査を行うとともに、都道府県と専修学校を対象に、それぞれが実施している経済的支援策についての実態調査を行い、これらにより得られたデータ等を分析・活用し、施策立案等の参考とする。			
○ 大学等奨学金事業の充実 (専門学校分含む)		134,838	(113,994)
※ 復旧・復興対策に係る経費(一部)		の内数	の内数
意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心してこれを支える環境を整備することが重要。このため、①無利子奨学金の貸与人員を大幅に増員するとともに、日本人学生の海外留学のための無利子奨学金制度の創設、②真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実を図るなど、奨学金制度の改善充実を図る。			
◆ 貸与人員		144万3千人	⇒ 147万3千人(3万人増)
・ 無利子奨学金		42万6千人	⇒ 49万6千人(7万人増)
		※うち新規貸与者の増員分4万4千人(うち被災学生等分4千人)	
		うち日本人学生の海外留学分1万2千人	
・ 有利子奨学金		101万7千人	⇒ 97万7千人(4万人減)
○ 高等学校等就学支援金 (高等専修学校分含む)		事項要求	(160,080)
専修学校を含めた高校無償化制度については、低所得者世帯への支援の充実や、公私間格差の是正等を図るため、所得制限を導入し、奨学のための給付金制度を創設するなど、無償化制度の見直しを可能な限り早期に実現することが重要との観点から、平成26年度予算への反映が必要であるが、現時点では地方公共団体との調整を要するため、事項要求とする。			の内数
○ 地方財政措置の拡充		-	(-)
都道府県が専修学校に対して行う助成や授業料減免事業等の実施状況等を踏まえ、地方財政措置の拡充を要望。			
4 専修学校の教育基盤の整備			
○ 私立学校施設整備費補助金【拡充】		944	(843)
対象：学校法人・準学校法人立の専修学校(専門課程、高等課程)			
【補助対象】			
・ 教育装置や学内LAN装置の整備		107百万円	
・ 学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、		754百万円	
備蓄倉庫や自家発電設備の整備		83百万円	
・ 太陽光発電導入工事、工口改修工事			
○ 私立大学等研究設備整備費等補助金		223	(223)
対象：学校法人・準学校法人立の専修学校(専門課程、高等課程)			
【補助対象】			
・ 情報処理関係装置の整備		223百万円	
○ 専修学校教員研修事業等補助		8	(8)
一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団が行う教員研修に要する経費の一部を補助する。			

国人留学生の受け入れ先として、産業界のニーズに応える実践的な職業教育機関としての専修学校の役割が期待されています。

このため、①海外の学生に対する日本留学勧誘や来日支援、②日本の中小企業等における専修学校の外国人留学生の受入れの推進、③専修学校における外国人留学生の就職支援等の取組を通じ、専修学校への留学にかかる入口から出口までの体系的な支援を実施するために必要な経費を計上しています。

東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業

震災により大きく変化した被災地（岩手県、宮城県、福島県）の人材ニーズに対応し、被災地において復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材を育成するとともに、その人材の地元への定着を図るため、専修学校における「専門人材育成のためのカリキュラム」等の開発・実証や専修学校等の就職支援体制の充実強化を図るために必要な経費を計上しています。

安心して学べる環境の実現に向けた修学支援

施策立案等の参考とするため、専修学校生及び専門学校への進学を希望す

「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

経緯

平成23年1月:

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- そのための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年3月:

「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

今後の予定

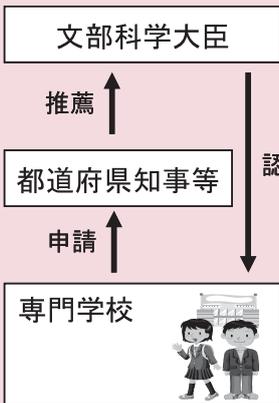
平成25年度

- 8月30日 認定要件等に関する告示を公布・施行
- 3月頃 申請及び審査を経て、認定した専修学校専門課程を告示

平成26年度～

「職業実践専門課程」のスタート

認定要件等



【認定要件】

- 修業年限が**2年以上**
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

る高校生・高等専修学校生を対象に、その生活費とこれを支える家庭の経済状況、学習とアルバイトの状況等についての実態調査を行うとともに、専修学校と都道府県を対象に、それぞれが実施している経済的支援策の状況等についての実態調査を行い、これらにより得られたデータを分析活用するため

専修学校の教育基盤の整備

以上のほか、教育装置や学内LAN装置の整備、学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備、太陽光

の費用を計上しています。
発電導入工事、エコ改修工事について補助する私立学校施設整備費補助及び情報処理関係設備の整備について補助する私立大学等研究設備整備費等補助について必要な経費等を引き続き計上しています。

私立大学等経常費補助金Q&A ①

学校法人から、補助金課に寄せられた質問をQ&A形式でご紹介します。

一般補助

専任教員等個人票

Q 新設学部（例 経営学部経営学科）の設置に伴い学生の募集を停止した学科（例 短大の経営学科）があり、教員はすべて新設学部で発令しています。専任教員等個人票において、すべての教員を新設学部の所属とすることは可能ですか。

A 新設学部と募集停止した学科に教員を振り分けてください。新設学部への発令を行っていても、教員の勤務実態などに応じて、募集を停止した学部等にも教員を割り振ることが妥当です。補助金申請上の教員の所属学部等については、認可・届出上の位置づけにかかわらず、勤務実態・学生数按分等に基づく、妥当性のあり根拠が必要になります。



福利厚生費調査票

Q 六十四歳以上で雇用保険の保険料が免除されている教職員は、加入者総数や補助対象加入者数に含まれますか。
また、休職中で無給の教職員に関しては、労災保険料を支払っていませんが、加入者総数や補助対象加入者数に含まれますか。

A 「加入者総数」、「補助対象加入者数」のいずれにも含まないでください。保険料支払いの基礎となった教職員数が調査対象となります。

教員経費にかかる調査票（教育研究補助者）

Q ティーチング・アシスタントの従事時間には、授業中の「試験監督」、授業外の「授業課題（小テスト）の採点」や「学生の授業での発表・報告に対する支援等」、「教材作成補助」を含めることは可能ですか。

A いずれも含めることができます。授業時間中に教育の補助を行う場合以外でも、学生に対する質問対応等

特別補助

の「教育的補助業務」を行う時間であれば、該当します。

「就職支援・就業力育成の充実に向けたい取組み」

Q 「学生の卒業後の就職状況等のデータベース化」について
就職決定者に対し卒業時に就職先を報告してもらい、そのデータを蓄積し、次年度以降の就職支援に活用していますが、取り組みの対象になりますか。

A 卒業時のみの情報収集で完了するのは対象になりません。卒業後も一定期間追跡調査を行い、定着率や満足度、転職などの情報を収集・蓄積している必要があります。根拠資料としては、データの集計・分析資料、卒業生からの追跡調査回答用紙、調査要領などが挙げられます。

なお、この取り組みは単体で補助される補助項目ではなく、他の就職支援の取り組み（「既卒者・就職留年者への支援」「就職内定後の支援」「遠方で行われる就職活動の支援」「キャリアアカウンセラー等養成支援」）と合わせて、五件中二件以上該当する場合に、補助される仕組みとなっています。

「学生の視野を広げ、国際感覚を養う教育改革の取組み」
「グローバル化に対応した入試の実施」について

Q 特別選抜試験において、読む、書く、聞く、話すという四技能で高い評価を受けている者として、実用英語技能検定一級取得者に受験資格を与えています。取り組みの対象になりますか。

A 対象になります。グローバル化に対応した人材育成のために、入り口の段階から語学力、国際感覚を身につけた人材を確保することが目的となります。なお、質問では、実用英語技能検定一級取得者を四技能において高い評価を受けている者としていますが、技能にかかる水準設定は各校の判断によります。

また、海外帰国者を対象とする選抜試験においても、語学力や国際性の点で優秀であることを判定したうえで、選抜上の配慮がなされていることがポイントになります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課
一般補助
☎ 〇三（三三三三〇）七三〇〇～七三〇二
〇三（三三三三〇）七三〇〇～七三〇二
特別補助
☎ 〇三（三三三三〇）七三〇三～七三〇五
〇三（三三三三〇）七三〇三～七三〇五
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

医療費通知の送付

五月受診分の医療費について十月二十五日に「医療費通知」をお送りします

業務部
短期給付課

加入者証等を使用して医療機関で受診すると、医療機関の窓口では一部負担金のみの支払いで済むため、実際にかかった医療費の総額がいくらなのかは分かりづらいのが現状です。

そのため、私学事業団では、加入者及び被扶養者の皆さんに健康管理を心がけていただくとともに、医療費の適正化に役立たせるため、「医療費通知」により医療費の総額等をお知らせしています。

「医療費通知」には、五月受診分の医療費の総額等を記載しています。加入者あて「親展」扱いの圧着はがきとなっており、十月二十五日に学校法人等（任意継続加入者の方は届出住所）あてに送付します。

なお、「医療費通知」には、受診者名、受診年月、入院・外来等の別、診療日数、医療費の総額及び自己負担額が記載されています。医療機関名や傷病名は記載されていません。

● 医療機関から本事業団への医療費の請求が遅れた場合は、五月受診分のお知らせが記載できなかったり、五月受診分以前の受診分を記載することがあります。

● 医療機関名、傷病名及び診療内容などについては、お答えできません。

● 「医療費通知」は、確定申告の際の医療費控除の証明書として使用することはできません。

● 東日本大震災により被災された方で一部負担金免除証明書を提示されて受診した医療費は含まれていません。



共済業務

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部
資格課

加入者が退職したり、被扶養者に取り消しとなる理由が生じたときなど、左記の事由に該当した場合には、必ず無効となった加入者証及び加入者被扶養者証は私学事業団に返納してください。

本事業団では加入者証等の回収記録を個別に管理し、返納事由に該当したときは回収が確認されるまで督促を行い、回収強化に努めています。

無効となった加入者証等を使用して保険診療を受けると、後日、医療費返還等の問題が生じることになりますのでご注意ください。

「加入者証等が返納となる主な事由」

- ① 加入者が退職（資格喪失）したとき（継続資格取得した場合も含みます）
 - ② 所属学校を変更したとき
 - ③ 氏名を変更・訂正したときや生年月日・性別を訂正したとき
 - ④ 被扶養者の取り消しをしたとき
 - ⑤ 後期高齢者医療制度に該当した場合・七十五歳になったとき
- ・六十五歳以上七十五歳未満の間に一定の障害状態があると広域連合に認定されたとき

なお、紛失等により加入者証等が返納できない場合は、「加入者証等返納

不能届書」（私学共済ホームページからダウンロードできます）を本事業団に提出してください。

※加入者証等の返納（又は返納不能届）が一定期間確認できない場合は、該当の学校法人等に対して「加入者証回収調査票」をお送りしますので、ご記入のうえ返送してください。

紛失等により加入者証や加入者被扶養者証の再交付を依頼する場合は所定の「加入者証・加入者被扶養者証・高齢受給者証再交付申請書」を使用し、学校法人等より本事業団に申請してください（この場合は、加入者証等返納不能届書の提出は必要ありません）。

「任意継続加入者にかかる加入者証等の返納」

任意継続加入者にかかる加入者証等の返納率は、加入者に比べ大幅に低くなっています。

任意継続加入者期間が終了したときや、上記③～⑤に該当したときなど、無効となった任意継続加入者証（被扶養者の分も含みます）は必ず返納するよう、退職時にはご指導ください。

年金の時効

年金には5年の時効があります
請求時期をご確認ください

年金部 年金第一課

年金を受ける権利は、受給権が発生した日の翌日から請求手続きをしないまま五年を経過すると、時効により消滅します。

加入者が年金受給権発生日を勘違いし、請求手続きを行わないまま時効に該当してしまうケースが増えています。年金の受給権を時効により消滅させないためにも、請求時期をご確認いただき、漏れのないように請求手続きをしてください。

時効となってしまう

勘違いの例

次のような勘違いから時効となる例が多く見られます。

- ・年金は六十五歳で請求するものと思っていた
- ・在職中は請求できないものと思っていた
- ・私学共済の加入者期間が短いので年金は請求できないと思っていた
- ・遺族（又は障害）年金を受給しているのに退職共済年金は請求できないと思っていた
- ・まだ会社に勤めており、給与があるので年金は請求できないと思っていた
- ・私学事業団から個別に年金請求の連絡が来ると思っていた

五年を経過してしまつたら

（支払いは五年間しかさかのぼれません）

五年を経過してからの年金請求になつてしまった場合には、時効完成前（五年以内）に請求手続きができなかった理由を詳しく書いた「遅延理由書」を請求書に添付していただきます。「遅延理由書」の内容を審査し、その理由が認められた場合には、年金の決定を行う、という取り扱いを行っています。ただし、この場合でも、年金の支払いは請求時点から五年間しかさかのぼりません。時効にならないように請求手続きをしていただくよう、お願いします。



○退職共済年金の請求時期（以下の受給資格要件を満たしたときです）

①私学共済の加入者期間が1年以上ある場合

- ・年齢が所定の年齢以上（注1）
- ・公的年金制度等の加入者期間等が25年以上（注2）

（注1）加入者期間が1年以上ある場合の退職共済年金の支給開始年齢

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以降	65歳

②私学共済の加入者期間が1年未満の場合

- ・年齢が65歳以上
※65歳で私学共済に在職中の場合は、加入者期間が1年以上必要です。
- ・公的年金制度等の加入者期間等が25年以上（注2）

（注2）原則25年以上必要ですが、生年月日等によって期間短縮の特例の措置があります。

（25年版「事務の手引」422頁～参照）

（ご注意ください）

※特に、私学共済の加入者期間が1年以上ある方が65歳請求と勘違いされるケースが見受けられます。
※また、65歳前に在職支給の請求案内を学校法人等を経由して送付していますが、65歳を超えて請求されるケースも多く見受けられます。

積立共済年金・共済定期保険 後期募集 (平成26年4月1日加入)

募集期間 11月1日(金)～11月29日(金) 私学事業団必着

共済業務

●積立共済年金 (つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金を補完する制度です。

月々2,000円(2口)の掛金から積み立てることができ、運用予定利率は1.25%です。

この制度には右の2コースがあります。

※積立金増額のため「中途一時払」の取り扱いができません。

税制適格コース
(個人年金保険料控除の対象)

満65歳までに10年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金又は一時金を選択

自由選択コース
(一般生命保険料控除の対象)

満65歳までに2年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を複数選択可能

●共済定期保険 (きょうさいていき) [共済定期保険専用フリーダイヤル ☎ 0120 (716) 267] 平日: 9:00～17:15

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は右のとおりです。

募集にあたっては、個別案内付申込書が入った封筒を10月下旬に学校法人等あてに送付しますので、加入者に配付をお願いします。

◆1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還付します。

(平成24年度配当率)

家族年金コース・学校加入コース 47.59%
医療保障コース 47.40%

◆退職後も継続して加入できる「退職後保障プラン」を引受保険会社で用意しています。このプランは共済定期保険脱退日直前まで継続して2年以上加入している人が対象の個人保険です。

家族年金コース
(主契約です)

加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。独身の人も加入することができます(配当金を還付)。

医療保障コース

病気やケガで5日以上入院したとき(配当金を還付)

医療費支援コース

1日以上入院も保障
その他手術、女性疾病にも対応

3大疾病保障コース

がん、急性心筋梗塞、脳卒中と診断され、所定の状態となったとき

長期休業補償コース

病気やケガで60日(免責期間)を超えて就業不能となったとき

学校加入コース

学校法人等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています(配当金を還付)。

●申し込み方法

後期募集では、「新規加入」「コース加入」「口数の変更」さらに「被保険者の追加及び脱退(共済定期保険のみ)」を受け付けます。

積立共済年金の新規申し込みをする場合は「新規加入申込書」を、すでに積立共済年金に加入している人が他のコースに加入を希望する又は口数を変更する場合は「コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」にて申し込んでください。

共済定期保険の申し込み(新規・変更・脱退)は、パンフレットに記載されている加入資格(告知内容)、支払条件等を確認のうえ、「加入申込書兼告知書」にて手続きをしてください。



送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※より詳しく知りたい教職員を対象に、学校に訪問して説明会を開催します。ご希望の場合は貯金係までお申し出ください。

私学共済ホームページをリニューアルしました

<http://www.shigakukyosai.jp/>

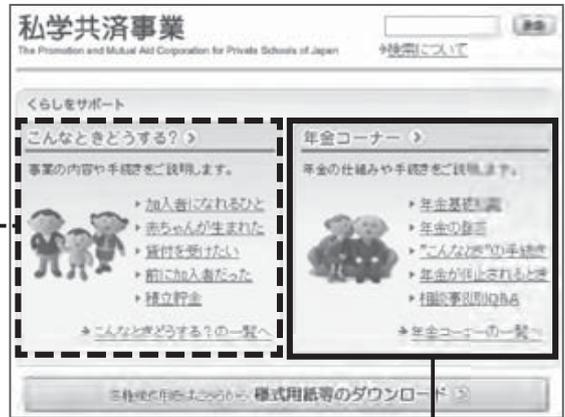
広報相談センター 広報班

私学共済ホームページをより使いやすく、親しみをもっていただくために、設計やデザインを見直しました。共済制度に関する疑問点の解消や共済事務の効率化に、ぜひご活用ください。

◎主な変更点

- ・旧サイトの「こんなときどうする?」「年金コーナー」の情報を整理し、「加入者資格のしくみ」「給付を受ける(短期給付)」「年金のしくみ(長期給付)」「福祉事業のご案内」の4つに分類しました。
- ・4つの分類を全ページ共通で表示されるナビゲーションとして表示し、ページ間の移動がしやすくなりました。

リニューアル前



リニューアル後



英文サイト

私学共済制度の給付内容等を英語で説明したページに進むことができます。

福祉事業のご案内

今までトップページに表示されていた、「とくとく情報」「特定健診・保健指導」「積立共済年金・共済定期保険」「総合運動場」はこの中に含まれています。

事務担当者コーナー

共済業務スケジュールなど、共済事務を担当されている皆さんに役立つ情報を掲載しています。ログインページには、業務カレンダーや「事務の手引」などの刊行物をPDFデータで掲載しています。今後、さらに内容を充実させる予定です。

様式用紙等のダウンロード

手続きの際に使用する各種様式用紙の一部をダウンロードすることができます。

刊行物

広報誌のバックナンバーを読むことができます。

加入者貸付制度のご案内

福祉部
貸付課

加入者の皆様が毎日常生活するうえで、臨時に資金を必要とするときなどにその資金を貸し付ける制度です。目的に応じて6種類の貸付があります。

一般

車の購入など、臨時の資金に

- ▶貸付金額
標準給与の月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶生活資金、借入金の返済、事業性資金、資産運用資金などは対象となりません。

教育

入学費用・授業料に

- ▶貸付金額
標準給与の月額12か月分まで
(最高500万円)
- ▶おおむね1学年以内に必要とする教育資金が対象となります。

結婚

結婚費用に

- ▶貸付金額
標準給与の月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶婚姻の前後6か月以内に申し込んでください。

住宅

住宅の購入、リフォーム費用に

- ▶貸付金額
申し込み時点での退職手当金額+上乗せ額まで
(最高2000万円)
- ▶半年払償還(1月・7月)の併用を選ぶことができます。
- ▶申し込みの際に、団体信用生命保険(*)に任意加入できます。

災害

非常災害時に

- ▶貸付金額
標準給与の月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶災害発生日以後、6か月以内に申し込んでください(激甚災害を除きます)。

医療

5日間以上の入院に

- ▶貸付金額
標準給与の月額6か月分まで
(最高120万円)
- ▶入院後6か月以内に申し込んでください。

※団体信用生命保険 住宅貸付を借り受けている加入者が償還途中で死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社から私学事業団に支払われる保険金が貸付金残高の弁済に充当される制度です(任意加入)。

貸付共通事項

1. 貸付けの申し込みができる人

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者

*住宅貸付は、長期給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

- 加入者の資格を喪失したときは、全額返済(即時償還)しなければなりません。
- 加入者貸付は在職中の加入者が対象となるため、任意継続加入者は申し込みの対象となりません。

2. 貸付けの利率

変動金利 年2.26%(平成25年10月1日現在) *災害貸付は年2.00%

3. 貸付けの申し込み手続き

- 貸付けの申し込み手続きは、すべて学校等を経由して行ってください。
- 申し込み締め切りは毎月15日(必着)で、送金日は翌月2日となります。
(毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日送金も行っていきます)
- 貸付設定額、償還回数は私学共済ホームページをご覧ください。

4. 貸付けの償還

- 返済(元利均等償還)は、毎月、定期償還額を学校等が給与等から控除します。
- 償還途中で、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することができます。

詳しくは、
私学共済ホームページ
〔福祉事業のご案内▶
貸付けを受ける〕を
ご覧ください。



共済事業本部

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

積立貯金

**後期申し込み締め切り
残高通知書等の送付**

- ①積立貯金の後期加入申し込みは**10月25日(金)**(私学事業団必着)までとなります。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。
- ②「積立貯金決算明細書」及び貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は、10月上旬に学校法人等あてに送付します。 **【保健課】**

**住宅貸付の申し込みの際には
団体信用生命保険の加入をお勧めします**

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひご加入ください。

【貸付課】

**平成26年度から産休期間中の
掛金免除が行われます**

これまで、産休期間中は掛金免除の対象外でしたが、昨年公布された年金機能強化法(平成24年8月22日公布)により、平成26年4月1日から産休期間中においても、育児休業期間中と同様に、掛金の免除が行われることになりました。

なお、具体的な手続等につきましては、あらためて広報誌等でご連絡します。

その他、「産休期間終了後の標準給与月額の変改の特例」などの改正項目についても、26年4月1日から行われます。年金機能強化法の概要につきましては、私学共済ホームページ[年金制度改革の動向について]又は25年版「事務の手引」1067~1108頁をご覧ください。

【企画室】

**加入者向広報「レター」11月号、
私学共済ブック2013〔給付編〕等の送付**

加入者向広報「レター」11月号、「私学共済ブック2013〔給付編〕」、積立共済年金の募集パンフレット等を10月下旬に学校法人等あてに送付します。「レター」の送付部数は、9月末現在の加入者数となります。部数が不足している場合は、広報班までご連絡ください。

【広報班】

年末調整用証明書の送付

①積立共済年金加入者

9月下旬に、生命保険料控除のための証明書(個人年金用・一般生命保険用)を積立共済年金加入者の届出住所あてに送付しました。なお、平成25年10月1日新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。 **【保健課】**

②共済定期保険加入者

10月中旬に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届出住所あてに送付します。 **【保健課】**

③住宅貸付借受者

平成24年12月までに住宅貸付を借り受けた人の「住宅借入金等特別控除」のための平成25年分「残高証明書」を、10月中に学校法人等あてに送付します。

※25年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、26年1月中旬に学校法人等あてに送付します。 **【貸付課】**

10月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 9月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 11月5日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	積立共済年金 脱退申出等締め切り 貯金 後期加入・払戻・解約請求締め切り
28日(月)	掛金 9月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 10月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(木)	貸付 11月22日送金申し込み締め切り 掛金 9月分納期限

11月の共済業務スケジュール

1日(金)	積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み開始
5日(火)	貸付 送金
6日(水)	貸付 10月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り アイリスプラン 年金コース加入申し込み締め切り

「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等あてに送付しています。個人の購読の希望についてはお受けしていません。限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回覧にご協力くださるようお願いいたします。

また、ホームページ〔助成業務▶刊行物〕にも掲載しております。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学術研究振興基金寄付者芳名

このたび、学術研究振興基金に対し、
黒田 壽 二 様
からご寄付をいただきました。

当基金へのご協力に心から御礼を申し上げます。

当基金は、私立大学等の学術研究に助成を行うことを目的として設立されたもので、私学事業団が広く一般から受け入れた寄付金を基金として運用し、その運用益を「学術研究振興資金」として、優れた学術研究に対し交付しています。

昭和50年度に当基金が創設されて以来、皆様から格別のご理解とご支援を賜り、おかげさまで、平成25年9月末現在の基金保有額は53億9,838万円、資金交付累計額は72億7,898万円となりました。

本事業団では、当基金をさらに充実させ、私立学校の発展に貢献してまいりたいと考えております。

今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

助成部 寄付金課

☎03(3230)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

平成26年度「若手研究者奨励金」及び「学術研究振興資金」の公募締め切り

平成25年8月5日付けで、大学・短期大学・高等専門学校法人あてに送付しました、標記にかかる書類の提出締め切りが近づいています。

応募される学校法人は、下記の提出期限までに「研究計画推薦書」、「研究計画調書」等、必要書類を私学事業団寄付金課までご提出ください。

なお、今般の公募より「若手研究者奨励金」と「学術研究振興資金」で提出期限が異なりますので、ご注意ください。

公募要領、公募様式等については、私学事業団ホームページ〔助成業務▶学術研究振興資金▶平成26年度学術研究振興資金公募様式等及び平成26年度学術研究振興資金（若手研究者奨励金）公募様式等〕をご覧ください。

【提出期限】

「若手研究者奨励金」：平成25年10月7日（月）

「学術研究振興資金」：平成25年10月25日（金）

助成部 寄付金課

☎03(3230)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、私立学校等の運営の充実を図るための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的として、助成業務においては私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

平成26年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月中旬にホームページ等でお知らせする予定ですのでご覧ください。

総務部 人事課

☎03(3230)7883・7884

Eメール jinji@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

秋の行楽は箱根へ！！

秋の箱根は、季節感あふれる景観が自慢です。群生するススキ（9月下旬～11月上旬）や紅葉（11月上旬～12月上旬）などが、箱根連山のパノラマを彩ります。散策の後は、箱根「対岳荘」の会席料理と温泉でおくつろぎください。



早川溪谷



仙石原すすき草原

(観光画像提供：箱根町)

味彩（あじさい）プラン

1泊2食（1名様） 11,500円（2名様より）

取扱期間：通年（年末年始を除きます）

旬の素材を吟味した会席料理をお楽しみください。

日帰り入浴

大人 1名様 750円

子ども 1名様 400円

※利用可能時間は12時から15時まで



大浴場（自家源泉）
 泉質：ナトリウム・塩化物・硫酸塩泉

箱根 対岳荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
 (箱根登山鉄道「箱根湯本」駅又はJR「小田原」駅から伊豆箱根バス・箱根登山バスで「大平台」下車、徒歩3分。箱根登山鉄道で「大平台」駅下車、徒歩5分)

融資事業のご案内

平成25年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成25年10月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.5	年% 0.9	年% 0.7
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.6	1.0	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.9	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含まれます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

25年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp